

## 第5回 町民文化センターE S C O事業調査特別委員会会議録

日 時 令和元年11月21日（木）

午前9時開会

場 所 役場 4 階 大会議室

1. 出席者 委員長 田代実

委 員 唐澤一代 古谷星工人 内田晃 平野由里子 井上栄一 南雲まさ子

齋藤永 寺嶋正

オブザーバー 議長 飯田一

欠席者 副委員長 中野博 委員 大館秀孝

2. 説明者 執行側 町長 副町長

3. 議 題 (1) 町民文化センターE S C O事業の事務に関する調査について

(2) その他

4. 審議の内容

委 員 長 皆さん、おはようございます。議員各位には、定刻までに御参集いただき御苦労さまです。ただいまより、町民文化センターE S C O事業第5回調査特別委員会を開催いたします。 (9時00分)

御報告いたします。中野博議員、大館秀孝議員から、所用のために本委員会を欠席する旨の連絡を受けております。なお、寺嶋議員におかれましては、所用のため、少々時間をおくれて出席するという連絡を受けておりますので、あわせて御報告いたします。御承知おき願います。

本日の町民文化センターE S C O事業調査特別委員会の出席委員は現時点で委員11名中8名の出席です。定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

なお、議長はオブザーバーとして御出席していただいております。

御報告いたします。杉山様から傍聴希望、並びに神奈川新聞社から傍聴希

望、写真撮影、録音の申し出がありました。また、議会事務局より、写真撮影の申し出がありましたので、全て許可いたしましたので、御承知おき願います。今後の傍聴希望についても、前回と同様に、入り口の傍聴希望者名簿に記載していただき、入室を許可するという事で処理いたしますので、御承知おき願います。

議長にはオブザーバーとして御出席していただいております。一言、御挨拶をお願いいたします。

議長 皆さん、おはようございます。きょうは朝早くから、御苦労さまです。実は、先週ですね、松田町の有功者会と、ちょっと懇談する機会がありました。その中でですね、やっぱりこの町民文化センターE S C O事業の件では、100条委員会を設置してやっているというふうな話がですね、町民というか、有功者会の方から出まして、全然何をやっているのかよく見えないというふうな中でね、そもそも、E S C O事業とは何ですかというふうなね、そこからの疑問が町民の方にはあるようです。本当にきょうは町長、副町長お見えだと思いますので、ぜひ、不明な点は明確な答えをいただけるように、ひとつ皆さんの審議よろしくをお願いいたしまして、挨拶とさせていただきます。よろしくお願います。

委員長 どうもありがとうございます。それでは、お手元の次第について進めさせていただきます。2、議題です。前回お諮りしたように、本日の議題につきましては、(1) 町民文化センターE S C O事業、(2) 承認第4号専決処分ということで、おのおの①、②ということで、各議題ごとに2つずつ項目立てしております。このことについて、今まで、皆さんから調査していただいた内容について、副町長、町長に説明していただくということで、進めさせていただきます。

初めに資料の確認をさせていただきます。事務局長、説明をお願いいたします。

議会事務局長 それでは、資料をお願いいたします。A3の横の用紙ですか、これが4枚ものです。これはちょっと後でもう一度詳しく説明します。その次に、今回の出席要求書を委員長から議長に、それから議長から町長宛に出しております。11

月15日です。今回は、町長と副町長というぐあいにさせていただいております。参考資料1以下はですね…すいません。参考資料1につきましては、ちょっと、1班、2班の中から、議会への報告が遅くなった理由の参考資料として、前回つけさせていただいた、官公庁のほうが出しているものでございます。今回の議論の中の参考になればということでつけさせていただいております。2以下はですね、横長の資料の説明の中で説明させていただきたいと思っております。

それでは、A3横のほうをごらんください。右から2番目までは、前回11月12日の資料を横にスライドさせた状態で作っております。一番右側が、11月12日の確認作業後の疑問点整理ということで、便宜的に第1班と第2班、第1班のほう、唐澤委員がまとめていただいたもの、第2班のほう、平野委員がまとめていただいたものということで、こちら辺に該当するだろうという欄に置いております。ただこれは、順番は御自由ですので、いや、ここじゃないよというときには、その質疑のときには、繰り上げていただいてもいいかなと思っております。

一番上からいきますと、ほとんど11月12日の時点で議論されておられませんプロポーザル方式の提案者等のところですが、これは、町長でなければわからないというようなところだったので、これは飛んでいると思います。そういったところは本日、質問の対象にはなるかなと思っております。

その下の(2)になりますが、これは第1班のほう、ここに4つですね、4つここには書かれております。一番上のプロポーザル事業者の掲載期間ということで、これは教育課からですね、参考資料3ですね、参考資料3のほうの提出がありました。参加受付とか質問最終とか書いてありますが、これは事務局のほうで、ちょっと見やすいように書き加えさせていただいております。

続きまして、2番、二酸化炭素削減のほうは、2班のほうの報告になります。1枚おめくりいただいて2ページ目の網かけの下から2番目までは、事実、確認をした時点は書いてございます。一番下のところ、これが第2班の質問になっている形になります。

続きまして、白地になりますが、ここも町長もしくは町長以外にはわからな

いような事項、あるいは、完結してしまっている事項も含まれております。

それから、事件2、一番最下段ですね、承認第4号専決処分ということで、ここもですね、報告第5号の内容であったり、1枚おめくりいただいて3ページ目になりますけれど、前回、市町村課とのやりとりの部分で、小田参事兼総務課長と鈴木政策推進課長が、当日、口頭で説明した内容の文書の提出ということで、それは、参考資料4が提出されております。その内容を読んでいただいてですね、と思います。

それから、その下の工事請負契約のところになります。ここでまた、第1班が細かい単価のやりとりといったような、その辺の金額面が出ているかと思えます。

続きまして、4ページ目になります。ここでも、第1班のほうで、競争入札に適しないということで、これは指名選考委員会ですかね、指名選考委員会がそういったことで1者随契にしているだけけれどもということで、それに関する質問が掲載されております。

その他、その他というか、結構肝になっていると思うんですけど、これは後でまとめるときに、その他ではなくて、どこに入れるべきかという議論になると思うんですが、一応、その他というところの欄に入れておりますが、これが議会への報告が遅くなった理由というところになるかと思えます。中段でですね、予算化手続…ごめんなさい、参考資料2というのが、すいません、見ていただくと、これはですね、予算化されていない時点で、何々議会において補正予算として何円計上します、問57のところですね。これの根拠は何という話になって、これが補助を出す側の、質疑応答集ですかね。その中のをコピーしたものです。これに従って事務は進めたということでございます。

それから、一番下ですが、ESCO事業のスケジュールをどうやって立てたかということで、それは、つけてございませぬが、真ん中の机のですね、一番左側のほうに参考で入れてあります。教育課からの答えでは、阿波市のESCO事業の進め方を参考にしましたという…。

平野委員 今、何ページ。

議会事務局長 ごめんなさい、4ページの一番下の。

平野委員 わかりました。

議会事務局長 真ん中ですね、ちょうど真ん中の一番下のところです。何を参考にして日程を組んだのかという、スケジュールを組んだのかということに対して、国土交通省とかそういったマニュアルを参考資料1のとおり、こういうものが出ているんですが、松田町の教育課としましては、阿波市さんのE S C O事業のやり方を参考にしましたということで、阿波市のやり方は、机の一番、委員長からだ一番左側ですね、あそこのファイルの中に入っています。ちょっと確認しましたところ、確かに阿波市の進め方とどんぴしゃであったと。そこを採用した理由というのは、明らかではないんですが、事務の進め方としては参考にさせてもらったというようなことになっております。

資料の説明は以上になります。

委員長 まず、資料の確認で、全部そろっていますか。局長が今、説明した事項で、わからなかったこと、あれば、初め質問受けます。皆さん、わからない部分もあったかもしれないんですけど、本来であれば、参考資料1、この手続でやるのが、地方公共団体の正しいやり方、標準マニュアルだと。それに対して、今回はイレギュラーなやり方をしていたと。何を参考にしたんだということで、その資料の一番左にあります、阿波市からのE S C O事業の報告書があります。それがちょっとボリューム多いので、また皆さんにお渡しするほどの資料ではないので、閲覧できるように、そこに置いております。一応、その辺が補足事項です。

これから、皆さん、質問をされると思うんですけども、前の机に、いろいろなこのE S C O事業に関係する事務局から提出していただいた資料のコピーがありますから、自分で質問するときに、ちょっと手元に欲しいなということであれば、理事者が入っていただくまでに数分休憩しますので、初めに見ていただいて、それから一回手元にお持ちになって、また質問終わったら、会議終わったら、そこに戻してもらおうということで、その資料を使うのは構いませんので、うまく有効に利用していただきたいと思います。

あと、本日の会議については、一問一答方式でさせていただきますので、質問される方は、ポイントを短く行っていただければありがたいのかなと。特に

今、局長から説明があった、このA3の資料、これが前回の委員会で、追跡調査について皆さんに、またいろいろ書類を当たっていただいて、こういう論点で次回質問をしていこうということを簡略にまとめてあります。ですから、皆様の手持ち資料は多いと思いますけれども、理事者に投げるときに、この関係を少し、前触れで使っていただくと、非常にキャッチボールがやりやすいのかなということで作成しております。

この資料の中で、一部修正がありますので、ペンディングをお願いします。事件1、町民文化センター事業に関する事項の1ページ目の(2)です。その一番下、再募集しない決定は誰がしたのかと、再募集しない決定は誰がした。10月16日に、これは質問したときに教育課長が、私がしましたよと、答えています。前回、11月の8日になっていきますのを、12日に直してください。そのときに、遠藤教育課長に確認した結果、町長に報告しているということで回答を得ましたので、これが前回のペーパーと変わっておりますので、御承知おき願いたいと思います。

それと、あと、資料4ですか、資料4ちょっと見ていただきたいと思います。資料4の4、回答内容、これの5行目です。軽易な場合は口頭でできると規定されているが、100条が軽易なものと解釈しているのかと、この100条を98条に訂正願いたいと思います。これは前回の委員会、12日の委員会で小田課長に私が話したときに、一応98条の調査権に基づいてやっているんだから、口頭での報告はとんでもないと、文書で出してくれということを受けて、小田課長と鈴木課長が出されたものが参考4です。これが100条ではなく98条ということで、見え消し訂正をお願いしたいと思います。

では、一応、私のほうから、そのような補足説明なんですけれども、一応、そういったことで、理事者をお呼びして、それで9時25分から開催したいと思いますが、そのようなことで、よろしいでしょうかね。

(「異議なし」の声多数)

では、一度、暫時休憩といたしまして、委員の方で質問をされる方は、そこにある資料で必要なものがあつたら、お手元のほうにお持ちになって結構ですので。あと、書記の加藤さんにおいては、9時25分、こちらのほうに、町長、

副町長に御出席ということで、御連絡のほう、お願いします。（9時18分）

委員長 休憩を解いて再開いたします。（9時25分）

本山町長、田代副町長におかれましては、お忙しい中、特別委員会に御出席いただきまして、ありがとうございます。また、今回の委員会に関して、我々は98条に基づいて調査ということで入りましたので、やはり客観的な調査を行うためには、ある程度、関係図書の閲覧が必要でした。たまたま、11日ですか、環境省の外郭団体の検査があるということで、ぶつかってしまったんでね、一応、コピーということで、大変、職員の方にはお手数をおかけいたしましたことは、本当に申しわけなかったと思います。御苦労さまでした。

それでは、本日の第5回委員会につきましては、今まで出た、いろいろな疑問点、これについて、お手元に配付させていただいた資料、A3判の資料があると思います。これ見ていただきたいと思います。大きい資料です、網かけがしてある、そうですね。言葉だけですと、ちょっと聞き取りにくかったりしますので、今回、このおのおのの項目を中心に、一問一答方式で行っていきたいと思います。そのような中で、質問者もある程度簡潔に。理事者側で質問内容がわかりにくい時は、先に確認させていただいて、おのおの合意した中で回答いただくと。このように進行させていただきますので、よろしくをお願いします。一応基本はこのA3ペーパーということで進行していきますので、御承知をお願いします。

それでは、まず、議題（1）町民文化センターE S C O事業、その①です。プロポーザル事業者選定と最優秀提案者決定について。これについての質問を行います。ある方、挙手してください。

唐澤委員 プロポーザル事業者選定で3月6日から町ホームページが公開されていますが、掲載期間とその間の検索結果を教えてください。（私語あり）

委員長 その関係については、参考資料3を見ていただきたいと思います。参考資料3です。期間ですよ、これで言うと3月6日から3月25日。それで、アクセス件数がこの右側に6、119、59、6、0と入っています。これが答えだと思うんですけども。

唐澤委員 その間、参加受付期間が4日間とございますが、これは規定の受付期間の日

数なんでしょうか。

委員長 参考資料3を理事者の方、見ていただきたいと思います。

議会事務局長 委員長、そこ私がやるので、便宜上。これは、今までのやりとりの中で、3月6日に公開して3月25日まで、質問最終でしたよというところを書いてあります。参加受付も、報告にあわせて、ここに記載させていただいております。なお、このページについては、現在も検索ができるような状況になっていることを申し添えます。

委員長 よろしいですか。ですから、今の質問は理事者には回答していただかなくて結構ですよ。

井上委員 今回の1番議員の質問は、なぜ、その募集期間が4日間だけだったのかと、そういう短い時間だったのかと、そういう質問じゃないかと思うんですけども。

委員長 それちょっと確認してください。4日間になっていますか。

平野委員 一番、左です。

委員長 19から22日。

平野委員 そういうふうに書いてありますよね。

委員長 理事者の方、わかりましたか。プロポーザルの募集期間が3月19日から22日の4日間で短いということに関する質問です。よろしく願います。

町長 ホームページ上の更新がですね、公募かけたのが3月の6日、この日だと思います。要項上に3月6日に載っていると思います。そこから、一般のその募集の配布をし、質問を受け付け、質問を回答をし、現場のウォークスルーが3月の18日から開催をさせていただきました。その後ですね、参加表明書、この事業について、内容のほうはよくわかったので参加したいという表明をしていただくに当たって、4日間を受付期間を設けたということですので、いきなり、ぼんと出して、4日間で、はい参加者を申し込みますということではなく、3月の6日から募集はかかっているというか、そういうふうな状況、募集というか、こういった要項上に基づいて募集をかけますよということは、もう公募で出してありますということですので、何ら4日間の受け付けに対して、時間が短いということは、ほかの国交省の内容から見ても遜色ないというよう



に、我々は考えています。

委員長 委員の方、その回答でよろしいですか。

では、1点目、それで打ち切ります。2点目の質問、何かありましたら、お願いします。

唐澤委員 参加表明された会社、辞退2者とございますが、その後、辞退された後、どうしてその2者を追いかけなかったのかということ、もう少し詳しく教えてください。

委員長 はい、2点目の質問、これは、審査委員長。

副町長 今回はですね、公募型プロポーザルというところが、まずございます。公募をしたというところについては、公平さが保たれているというのが1点。それと、公募をした時点で、もう競争が始まっているというところが判断しております。ですから、1者であっても、結果は1者でしたけども、その2者についてですね、再度、町のほうからですね、その理由等は伺っておりません。ですから、やはり公募というところを町としては重んじたところというところ、その中に公平性と競争性がもう生まれているという解釈のもとですね、理由等についてはですね、伺ってございません。以上です。

委員長 副町長から回答がありましたけど、これに関して、いかがでしょうか。

井上委員 今、公募時点で競争が始まっているという説明がありましたけれども、もうちょっと、どういう競争が始まっているのかというのが、ちょっと不明ですので、説明をお願いしたいのとですね、1者、結果的にですね、参加表明が2者辞退したので1者になったということで、やはり競争原理が働くことではですね、やはり2者以上、複数者というのが原則ではないかなというふうに思いますので、その意味でですね、ここで今、1番議員のほうに質問があった、どうして2者を追いかけなかったのかということになるかと思うんですね。ですので、一応、参加表明をしたのであれば、やはり提案書をですね、ぜひ出していきたいというふうな努力を、町がなぜされなかったのかということに対しての説明をあわせてですね、その2点をお願いをしたいと思います。

副町長 まず競争性というところでございます。これにつきましてはですね、やはり公募をかけたとき、公表したときにですね、その事業の条件、仕様内容という

ところをですね、同時に公表させていただいています。その中で、業者さん側からですね、みると、自分の自社がその条件に合うかどうか、また専門性が自分たちに適合するかどうか。もっと言えばですね、事業性があるかどうかというところは、そういう仕様書ですとか条件ですとか、そういうものを見た中で判断、各者が判断していると思います。そこがまず一つ、競争性が生まれているのではないかというふうに考えているところでございます。また、それが一つ競争性というところの見解というところでいただければと思います。

それでですね、もう一つ、なぜ2者、声をかけなかったかというところにつきましてはですね、やはり今の、その部分をちょっと重んじたというところですか。来ていただいたところをですね、追いかけてなかった、その出してくださいというふうなところをしなかったというのは、やはり、今、説明しました、競争性のものは図られているだろうという町側の判断もございまして、それ以上ですね、業者さんに対して出してくださいというところを、またどうして理解したのかというような、何ていうんですかね、理由等についてはですね、聞かなかったというところでございます。以上です。

町長 2つ目の内容についての補足をさせていただきます。参加表明を、ここで言うと、要項で言いますと、参加表明書及び資格確認の受け付けを19日から22日までの、先ほどの質問の4日間のうちにやらせていただきました。その4日間のうちに表明をしてくれた会社は1者です。ですので、ウォークスルーの調査はまだ、その参加表明をするのかしないのか、どうかまだわからない状態の中での現場確認に各業者さんが、全部で7者ほど、個別に言うと7者ほどの会社さんが来ていただいたということになりますので、参加表明をした会社さんが最終的に提案まで行き着かなかったということではなく、一旦は1者だけ参加表明をしていただいて、提案書まで最後出してくれたのが1者だったというふうなことになります。その点だけは、改めて申し添えさせていただきます。

井上委員 今回のですね、特別委員会の、やはり根本的なところに入ってくると思うんですけども、まず最初に副町長の説明があった部分ですね。プロポーザルのほうの選考委員会の委員長もですね、されてるというところの中で、やはり1者でですね、1者だけでそういう競争の原理を働かせることができるのか。ウ

ウォークスルーに参加をしたというところで、その2者以外はですね、その参加表明をした1者のグループ関係にある会社だというふうに聞いています。そうしますと、その辞退をした2者というのを、ウォークスルーに来たということで、相手方の状況等も、ある程度把握をできているという中でですね、やはりその競争原理を働かせるためにも、やはり複数者の競争原理を働かせることが適当ではないかなというふうに考えますが、そういうせっかくの機会をですね、1者だけにしてしまったというところの、そういう競争原理の観点からですね、どういうふうにお考えになるのかをお伺いをしたいと思います。

委員長 今まで出ていた中で競争原理が論点になりますので、この辺について、少し丁寧に回答をお願いいたします。

副町長 複数の…競争原理というところで、複数の中で競争していただくというのは、これは私も十分認識しているところでございます。これは今まで金額を競っていただく入札というところの部分ではですね、これはまさに当てはまるのかなというふうに感じて…思っております。ただ、このプロポーザルというのがですね、その価格ではなくて、提案の内容、また技術力等々総合的なところを判断して、その提案をもとに、何ていうんですかね、事業をやっただけの業者さんであるという方式がプロポーザルだというふうに考えております。その何ていうんですかね、提案されたものを採用するのではなくて、提案された内容をもとに、事業をやっただけの業者さんを選定するというところが一つのプロポーザルの考え方だと、私どもも思っております。ですから、先ほどですね、申し上げましたように、もう公表して募集をかけたというところが、もう、一つの、各会社の企画力ですとか技術力ですとか資金力ですとか、そういうところの全てをもって提案をしていただいているというところがございまして、まずそこで競争が働いているというのが1つ。

それと、その内容をですね、今度、審査にかける。何でも提案して1者だからそこをすぐ採用するのではなくて、その後ですね、審査をしてですね、審査をした後に、またすぐに契約ではなくて、その契約のために町と協議をするという部分もございまして。こういったところを踏まえながら、最終的に契約に結びつくということも考えますと、結果的には1者でありましたけども、そのよ

うな手順を踏まえていけば、厳正なですね、契約業者さんと契約ができるというふうに判断はしてるところでございます。以上です。

井 上 委 員 員 そうですね、私もプロポーザルというのは、そういうものだと思いますけれども、やはりその部分をですね、例えば町のほうで設計等ができるような事業内容のものであれば、1者であってもですね、明確にそれが適当かどうかというのを判断できると思うんですけども、今回のような、町民文化センターの空調電気設備の補修というですね、なかなか町のほうでは対応、設計等の対応ができない部分というのは、金額的な面も、もちろんそうですけれども、先ほど、今、副町長が言われたように、提案された内容もですね、1者だとそれが適当かどうかというのが、逆に言えばね、町とか選考委員会としては、判断するのが大変難しいのではないかなというふうに考えます。やはりそれは、比較をする2つ以上、数は多いほうがですね、その比較に対して結果を出すことは一番いいのではないかなというふうに考えます。ですので、選考委員会のほうの議事録等も読まさせていただきましたけれども、だから、選考委員会での選考基準というのは、点数制をとってですね、もちろんそれは価格だけではなく、その提案の内容等をやるわけで、提案の内容等を点数でですね、比較して、その点数のやはり上位者を、プロポーザルの選考委員会としての決定としていくわけですね。ですので、その段階でですね、やはりその選考基準というものが、1者であった場合ですね、判断をすることが難しいのではないかなということというのは、お考えになったかどうかというのを一つの再質問の答弁をお願いをしたいことと、もう一つ、2者を追いかけてなかった。来て、せっかくウォークスルーに参加したのであればね、聞いてみればよかったんじゃないかなというところが、本当に基本的な疑問なんですね。それについて、お願いをしたいと思います。

町 長 今言うところは、最終的にちょっとお話しいただくんですけど、プロポーザル方式、肝になるという話が先ほどあったように、まず、プロポーザル方式の件は、先ほどちょっと副町長さんが話をしたのと重複しちゃいますけど、もう一度ちょっと皆さんと同じ認識してもらいたいのはですね、よく言う設計コンペと言われているもの、設計コンペと言われているものは、提案の内容もそう

ですけど、設計書と言われている細かい内容までを審査をしてやるもの。しかし、今回のプロポーザルというものは、そういった提案だけじゃなく、その企業が大丈夫なのかどうかという、ある意味、パーソナル契約なんですね、初めに契約するのは。そこから、設計書を一緒につくっていくというようなことの手順になっていくわけなんです。ですから、今回の選定委員会の方々も、1者しかなかったということに対しては、本当にこう大変な思いをして、最終的にはその点数方式で決めるといったところの中で基準より上だったので、この1者が最終的に決まったというふうな報告を受けていると、形だったと思います。ですので、そういった格好での審査をされたというふうに、私は理解をしております。

その中ですね、松田町のプロポーザル方式で事業を幾つかやってきております。一つは、町営住宅の建設のときも、同じようなプロポーザル方式でやらせていただきました。最終的に業者さんが決まった後に、もう一度、設計書の見直しをしたり、内容をやったり、ふやしたり減ったりしながら、最終契約を決めたということになります。これも同じプロセスです。そのときはですね、第1回目の…御存じだと思いますけど、第1回目の募集をかけたときは、ウォークスルーというか現場の調査をした後に、何ですか、参加表明まで、参加表明はしてくれた、しかし、参加表明はしてくれたけども、提案の時点でゼロだった。1回目のとき。御存じだと思います。あのときは、審査もくそも何もできなかったんです。検討もできなかった。それでまた時間を費やして、設計書の内容だとか、いろいろなことをやりながら、もう一度やらせてもらったときに、提案者が最後まで居続けてくれたのが合計2者だったような気がする。その中で決めさせていただいたということで、検討もできなかったことなんかも、当然あるんですね。

だから今回も、同じような格好で、1者も上がってこなかったということだって可能になります。それは企業さんのほうが、この事業をやることによってプラスになるかどうかというのを企業が考えることなものですからね。そういった格好で、今までプロポーザル方式というのをやらせてもらいながら、小学校も御存じのようにやりました。プロポーザルでした。あれは、公開で皆さん

が見てもらっているから、ある程度、納得をされているところもあろうかと思  
いますけれども、それも議会の皆さん方に承認をいただきながら、ずっと一つ  
ずつ積み重ねながらやってきて、今回、大きな事業としてのプロポーザル3回  
目ということになりますので、新しい議員さんたちはその歴史というか手順が  
…手順というか…。

委 員 長 町長、簡潔にまとめてください。少し長いです。

町 長 ですから、まず、今回の件について、今、井上議員が最後、委員さんが言わ  
れたようなところについては、最終的にここの委員長を決めますけれども、そ  
ういった手順の中で決めてきたということだけ、今、同じ共通認識をしていた  
だきたいということ、ちょっと述べさせていただきました。以上です。

井 上 委 員 答弁以外の内容が含まれているので、それはちょっと省いていただきたいん  
ですけれども。

委 員 長 とりあえず、参考意見として、今は町長が申し上げましたということで、と  
どめさせていただきます。6番について、もう一度、質問、簡潔に2点、お願  
いします。先ほどの再考ということ、お願いします。

井 上 委 員 その前の、副町長のほうの答弁の中で、金額だけではなく、提案された内容  
を見ていかななくてはいけないという答弁がありましたので、それであれば、な  
おさらのこと、選考委員会の中で提案された内容が適当かどうか判断するの  
は、選考委員会委員長としての立場からの回答をお願いしたいんですけれど  
も、2者以上の比較というのが必要ではなかったのかと、それに対してはどう  
なのかというのが1つ目ですね。

委 員 長 いや、1回それでいきましょう。一問一答ですから。

副 町 長 そのところにつきましてですね、審査委員会に2度ほど、プロポーザルの審  
査も含めて2度ほど開催しております、第1回から2回。第1回目はですね、  
要綱並びに…等の確認をさせていただきました。第2回目に審査の前に、やは  
り審査委員の中で、審査に向けての審議…審議といいますかね、意見の交換を  
させていただきました。その中で、やはり1者となった場合に、何か基準をつ  
くらなきゃいけないかというところで、要綱の中で当初その基準点というもの  
はございませんでした。ですから、審査をする前にですね、選考委員会の中で

審査基準というものをつくらせていただきました。それは、その採点による基準点でございます。その基準点につきましてはですね、この前もお話しして300点満点というところについて、何点にした、基準点を何点に設けたらよいかというところの審査委員会の中で、審査委員の皆さんからですね、議論していただいて意見を統一いたしました。それが半分150点を一つの基準点にしましょうというところでスタートさせていただいておりますので、審査会といたしましても、1者だから、それをそのまま審査して、優秀提案者とするのではなく、やはり基準を、1者であっても基準を設けて、その基準を満足する提案者を最優秀提案者と決めていこうという思いもありまして、基準点というところを設けさせていただきました。そこで判断をさせていただきました。

井 上 委 員 今この答弁に対する再質問になりますけれども、それはですね、1者になった場合の想定ということで、1者でなくても複数者であってもですね、やはり、その入札における最低制限価格と同じような考え方の基準点ではないかなというふうに理解をしています。ですので、ここでは1者ありきで、じゃあ1者で○か×かという選択をするのではなく、その際にですね、1者になったので、じゃあ基準点を設けないといけないのかなというふうな、ちょっと後づけの論理かもしれないというふうに思いました。

先ほどの質問はですね、提案された内容を検討をするのにですね、それが例えば、そこにその提案された内容に対して、もう点数がつけられたわけですよ、選考委員会の中で。それをですね、1者だけの場合にですね、どうやってそれを点数をつけることができるのか、そういう提案された内容が重要だという説明の中で、やはりそれは比較をしないとですね、それぞれの優劣というのが決められないのかな。例えば道路工事とかですね、であれば、その辺は副町長も専門家でありますし、町のほうにもそういった技術者もいるということから、そういう評価はできると思うんですけども、今回の事業の場合にですね、その提案内容がどうなのかというのを、選考委員会として1者だけの場合にですね、判断をできたのかどうかということが、もう一度再度ですね、お願いをしたいと思います。

副 町 長 この採点方法につきましてはですね、比較をして点数をつけていくのではなく

て、やはり比較…ごめんなさい。評価基準というのを各項目に設けてごさいます。その項目をそういった基準を満たしているか、その内容が満たしているかどうかというところで、採点をさせていただきますので…。

委員 長 ちよつと副町長、すいません。今、井上委員が言っているのは、その点数のつけ方ではなくて、ほかの会社と比較して優劣をしなかったという、そういう質問だと思います。

副 町 長 ですから、採点方法は比較して採点するのではなくて、その今、私が説明させていただいたような採点方式でありますので、1者であっても、その1者の点数というのが、採点というものができるといふ形式の採点方法だと、私は認識しております。

委員 長 6番、よろしいですか、その回答で。あと2点目の質問、どうぞ。

井 上 委 員 2点目、先ほどのですね。ですので、ただそのね、1者でやはりそういうところを選考委員会として判断基準を設けるといふのは、一般的には難しいのではないかなというふうに、私は考えます。ですのでね、ウォークスルーまで来ていただいた会社に対してですね、ぜひ、その提案書、プロポーザルに対しての応募をしていただけないかなという働きかけをしなかったのかという、その理由ですね。前回、担当者等の話では、募集要項にプレゼンをしないという記載がないからしなかったというふうに説明がありましたけれども、やはり選考委員会としての立場からするとですね、そこは1者ではなく、やっぱり複数者を比較すべきだといふような判断はなかったのか、そこをお伺いをしたいと思います。

副 町 長 私も、繰り返しになってしまいます。ただ、その競争原理というところについての先ほどの説明…これは金額が特にそこに働いてくるのかなと思います。ただ、その金額だけでは、先ほど説明させていただきましたように、金額だけの競争ではなく、各項目についての評価、採点というところで、その業者さんが、それだけの点数を得られる、要するに条件等に合う業者さんかどうかという点数のつけ方ですので、比較するという部分についてはですね、複数者がいると言っただけならば、確かに私のほうとしてもありがたかったといふのは確かではございますけれども、ただ1者であっても、私としてはですね、きち



つとした審査ができているという認識をしております。また、審査委員会という立場、委員長という立場からするとですね、やはり、この1者であるというのが、第1回の審査会のとくに知らされているところでございます。ですから、私のところでですね、再募集というか、何ですかね、担当部局のほうに再度お話をしたらどうかというようなところを指示する、話をするのも、やはり時間的なものも出てきます。やはり期限という、補助金、交付金ですね、補助金の申請期限というものもございますので、そういった期限、スケジュールを考えますと、1者であっても、審査委員会がきちっと審査すれば、今後の契約手続きまでしっかりと運ばれるというところを確認しておりましたので、1者というところで審査は実行させていただいたというところでございます。

委員長 それでは、暫時休憩といたします。15分後に10時15分から再開いたします。  
よろしく申し上げます。 (9時58分)

委員長 お諮りします。今、そういったことで、6番から副町長にお伺いしたいので、  
暫時休憩を解いて再開の申し出がありましたけど、そのように取り計らってよろ  
しいでしょうか。

(「異議なし」の声多数)

委員長 よろしいですか。それでは、暫時休憩を解いて再開いたします。  
(9時59分)

ただいまの続きを行っていきます。

井上委員 最後の今の質問の関連の最後になりますけれども、プロポーザルのほうの参  
加者が1者で審査委員会で諮ったということですが、それについては、  
やはりその公文書の中でですね、プロポーザルの参加者が1者だというのは、  
もう事前に副町長としては知り得ていたわけですよ。それだけです。

副町長 副町長としてはですね、伺いとして回ってきていますので、それはわかって  
いました。審査委員長としてはですね、その辺の立場ですので、ちょっと両方  
の立場がございまして、やはり審査ということになると、やはり厳正に私は  
対応しなければならないというふうに考えております。

井上委員 結構です。

委員長 では、この質問に関しては、よろしいでしょうか。はい、どうぞ。

齋藤委員 金額ではなく内容を重視されたということですが、その内容を重視している部分のポイントはどこなんでしょうか。

副町長 ちょっと細かくは、ちょっとその審査評価というか、って言う基準がございいます。それにのっかって、各1項目1項目審査をしておりますけれども、やはり先ほども申しましたように、その提案、審査、技術力ですとか、提案内容のですね、工夫というんですか、その業者の工夫、こういうところを工夫します、こういうところは効果が出ますというのと、やはり会社のですね、経営状況等々を各項目として挙げられておりますので、それを1項目ずつですね、何点、何点、何点といって、最後合計点300点満点というようなやり方になっていいます。ですから、その中に金額という部分もございいますが、幾らでいいと、幾ら以上でないといけないとかいうところではなくてですね、金額については適正な価格なのかというような内容で審査をしたというふうに考えております。ただ、その金額については、先ほども申しあげましたように、最優秀提案者として、これから町と契約に至るまでにですね、協議をするという部分もございいますので、そのときでもですね、詳細な協議事項の中で協議を行っていった結果、契約に結びつくという作業もございいますので、審査委員会としては、金額だけではなく、先ほど言いましたように、技術力や企画力、また提案力、あと会社の規模とか、実績ですとか、そういうところの各項目で審査をさせていただいているというところでございいます。

齋藤委員 それらの内容を考えていく上でですね、町はその、基本的にはこの文化センターの電気設備と空調設備を壊れそうだからということで直したいと、そこからスタートしているんじゃないかなとは思いますが、そしてESCO事業というものを知って、補助金出ますよと。じゃあ、今まで電気代これだけ使っているから、それを減らすような仕組みとか、ということだと私は考えるんですけど。そうするとじゃあ、この全体のときに、どのぐらいの直すのに幾らかかるのかなと、まず、そういうふうに入っていきと思うんですよ。その辺で、それらを求めた事業者の募集の仕方をしたのかどうかと、まずそこだけ。

副町長 それはやはり、ESCO事業というところで補助金をいただかなければならないということがございいますので、このESCO事業運営のルールというところ

ろの、やはり今、齋藤議員おっしゃられましたように、効果という、エネルギー効果というんですかね、その削減、CO<sub>2</sub>の削減ですとか、いろいろな項目がございます。そういったところの審査も内容の中に、審査内容の中にも入っております。

齋藤委員 その環境問題に対応できる仕組みじゃないと、補助金は出ないということだと思うんですけど、もちろんその金額を安くしたいということもありますよね、町としてはね。だったらそのプロポーザル方式って、今まで、小学校や町営住宅やられましたけど、あれは外側の外観とか、部屋の間取りというか色合いとか、そんなものの提案とかの部分で、あと、どういう材料使うとか、そういう部分が結構入ってくるんじゃないかなと思うんですけど。この中って、とりあえず、それらと違って、今、中身のものですよね、電気設備とか空調だとかというのは。それだったら、本来なら従来方式のね、設計委託の工事の入札を行っていったほうが、内容的にはE S C O的に対応できるような事業じゃないかなと、僕は考えちゃうんですけど。そのほうが、ちょっと競争入札させたほうがと思うんですけど、何でプロポーザルにってしまったのかなという部分の、まずスタートの時点ですよ。目的が、環境と、まず電気を直さなきゃいけない、空調を直さなきゃいけないというところから始まっているのに、そこでプロポーザルにしていた意味がちょっとよくわからないんですよ。ですので、その辺がどうなのかなと思ひまして。

副町長 確かに、金額だけを競う入札方法という選択肢についてもあったと思います。ただ、プロポーザルにした理由、この間の特別委員会ですら、私もちょっと、最終的には町長が責任を持って判断させていただいたということもございますけども、やはり一つの中にはですね、先ほどからもお話しさせていただいています、提案、また、その削減率とか、そのE S C O事業…まず…まずですら、E S C O事業にしたというのは、もとはその空調ですとか電気設備を直したいというのがスタートです。ただ、それをいかに補助金のメニューの中に当てはめられるかといったところで、E S C O事業を申請していけば補助金がもらえるのではないかとこのところが、まずE S C O事業に至った経緯です。まずそこを一つです。

じゃあ、E S C O事業とはというところになると、その機械だとか、電源設備ですとか、いろいろその設備を直せばいいというものではなくて、やはり地球温暖化というところからスタートして、C O 2の削減ですとか、燃料の削減ですとかですね、やはり効果を求められてくる事業でございます。そういったところを考えると、ただ金額が安いとかいう競いだけではなくて、やはりそういった提案を業者さんのほうからいただいたほうが我々としてもですね、事務的なところ、あとは事務的な能力というんですかね、限られた人数の中でやってますので、そういうところを企業の力を借りたほうがいいというのがございました。あとはですね、やはりそこに行き着くのは申請期限、期限というスケジュールがございました。やはり一つ一つ設計を組んで一つ一つ入札していくというところの時間という部分、ある程度削減できるものがあるのではないかとといったトータルのことも考えまして、プロポーザルというところに手法を選定させていただいたというところでございます。

齋藤委員 その今までの方式では、例えば条件をよくつけて出されることがあるじゃないですか。例えば環境問題に対応できるということは、例えば電気代が安くなるとか排出量の問題ですよ。C O 2の排出量とかということだと思んですけど。単純にC O 2の排出量はどこではかるんだかちょっとわからないですけど。そういった機械でチェックできるし、C O 2の排出量はこれだけの機械じゃなきゃだめですよとか、例えば今まで電気代が100万かかってたのが80万で済むようなエコ設備の機械じゃなきゃだめだよっていう競争入札の中の条件に入れてやることによって、E S C O的なものができるのかなとは思んですけど。それはされなかったってことですかね。

委員長 町長、すいません。暫時休憩したんですけれども、副町長に対しての質問だったので、皆さんにお諮りした結果、時間もないことですのでね、休憩を解いて先に進めてもよいという方向になりましたので、継続させていただいておりますことを報告いたします。

10番、発言の途中で恐縮だったんですけど、質問のほうはそれでよろしいですか。副町長の回答でよろしいですか。

ほかにはいかがでしょうか。

平野委員 先ほどの井上議員と町長、それから町長がプロポーザルのことを説明したく  
だりにちょっと戻りたいんですけれども。確認なんです、プロポーザル方式  
というのは、コンペとかとは違う設計の競争ではないということで、金額だけ  
の競争ではないということで、結局このプロポーザル方式によって、今回最終  
的には1者で選考委員会が進み、それでゴーサインが出たというところなん  
ですが、最終的な契約、それは最終的な契約ではないよというようなお話だっ  
たと思うんですね。選んだ1者は要するに提案者だということで、その提案者  
と一緒に町は協議をしながらその後進めていき、そして何だったら途中でこれ  
はもう合わないよというところで断ることもできる、そういうことなんです  
よね。

副町長 そこにつきましてはですね、募集条件の中にきちんと掲載を、記載をさ  
せていただいて、町との協議が調わなかった場合には、契約になっても結ば  
ないというところは、要件の中に書かさせていただいております。

平野委員 はい、わかりました、ありがとうございます。

委員長 よろしいですか、その1点で。ほかにどうでしょうか。

じゃあちょっと私のほうから1点確認させてください。この表の中で、時  
間がないという理由を何回かお話しされたと思います。例えばプロポーザル1  
者でやったことの理由の1つに、今後の日程について考えると、時間がない  
と。ここである程度4月の段階で回答を出しておかないと、あとのスケジ  
ュール、行程に支障が出るということだったんですけども。これは逆に、わ  
かりやすい話で言うと、今年度もやると。このときは昭和…平成31年だっ  
たんですけど、5月以降令和になったんですけど、今年度事業でやるという  
ことが、この時点でもう確定したように私は聞こえます。この件に関して  
の回答をお願いいたします。

町長 時間がないという話をされた立場立場でいろいろあろうかと思いま  
す。私の立場での話をすると、いわゆるうちの町のことを考えて、補助金とい  
うものをいただきながら事業をやっていきたいというものについては、も  
う常日ごろからずっと思っていることでもありますし、御存じのように文  
化センター等々含めた教育施設に関しては、改修…考え方によっては改修  
工事ですよ、今回は。改修工事というのはほとんど自前のお金でやりな  
さいというふうなところが基

本的にはあります。これまではなかなかできなかったのが、考え方を切りかえて、環境に配慮というようなことからの切り口でいくと、補助元が文科省でなくてですね、環境省から補助金をいただいてこれが結果的に改修できるということがあったので、補助金をいただきたいということでもあります。

そんな中、ESCO事業の募集要項にも書かせてもらってるように、まずここの分をですね、募集の申請の締め切りが5月の16ということからバックしていくと、細かく言うと本当3月の6日が適切だったかという話をする…。

委員長 町長、端的にお願いします。おっしゃることは大体わかりますので。端的にお願いします。

町長 そのくらいのことだったので、そういった面で時間がない。

委員長 5月16日に補助金の仮申請を出さなきゃいけないと。それに合わすと、もうこの時点で決めなければいけないと。令和元年に補助金をもらってやると、そういうことで進めたということによろしいわけですね。

町長 そこにですね、一つあるのがですね、申請をしながら、やるかやらないかをちょっと同時並行で考えたところがあります。やることを前提にじゃなくて。ですので、この募集要項のたしか2ページですか…1ページですね。中段から下のところに、「また」というところで、解除条件付きの募集、これが一つの肝なんです。我々にとってある意味保険です。いつでもやめてもいい。業者さんには負担だけしてもらう形になりますけどっていうものがあるって、二刀流で考えてました。当然なぜ二刀流で考えたかという、先ほど言う当初予算も組んでないですし、財源というものがなかなか見つかってない。でも補助金は欲しい。だからここは二刀流で、業者さんには申しわけないけど二刀流で行ったということですから、最終的にこれを今年度事業でやりたいといった、やろうとしたのは今回、8月の23日に追加議案で出させてもらったときに最終的なところだというふうに思っております。

委員長 補助金の申請は7月12日にされております。今の5月16日は仮申請だと思います。本申請は7月12日です。この時点でもうやるというふうに腹をくくったという理解でよろしいですか。

町長 まだ腹はくくってません。

委 員 長 本申請ですよ。  
 町 長 はい。わかっています。それも、本申請したにもかかわらず、やめてもいいかというのは、当然我々も財布の事情がありますから、それはまだはっきり言って腹くくってないです。その中で代替的にあえる、要は今回第6次総合計画を決めるときにも、ずっと言っていたように、財政計画を推計を立てる以上、財政推計に影響があるようなことは基本的によすべきだろうという気持ちはずっとあったので、今やってるその中に入ってる予算の中から、大々的に約2年間据え置きで、その後850万の支払う形になりますけど、850万のかわりの予算が何かないかを見つけたところ、あ、こういう予算があるなっていうふうに。だったらこれを充てて議会に提出させてもらってやっていこうっていうふうに、ほぼほぼ判断を決めたのが8月上旬です。私自身が決めたっていうか。  
 委 員 長 8月上旬にもうやっていこうと。  
 町 長 その裏づけが取れそうだったので。  
 委 員 長 補助金の裏づけということで。  
 町 長 補助金で、要は起債も起こしますので。起債の裏づけです。  
 委 員 長 起債ですね、はいはい。私のはわかりました。ほかに皆様質問ありますか。  
 内 田 委 員 今のちょっと関連の質問なんですけど。確かに7月12日が補助金申請の締め切りということは伺ってます。その前に7月2日に内示がありますね、申請の前に、たしか。今の町長の御答弁なんですけど。二刀流で行く。いつ折れてもということなんですけど。確かに補助金、国、県いろんな補助金がありますけど、国となると相当厳しい補助金申請になると思うんですけど、今町長が言われた、やめてもというね、いった場合に、国に対して、国はそういうことも認めた…認めるというかね、そういう話をされてるのか。町としてね、場合によってはちょっと補助金申請を取り下げますよというような形で、そういう相談をされたのかどうか。ちょっとお伺いしたいんですけど。  
 委 員 長 はい、補助金取り下げについてです。  
 町 長 国としては、申請する会社さんにはそういうような話はしてないです。  
 委 員 長 3番、よろしいですか。

内 田 委 員 じゃあもう1回。今の補助金の関係わかりました。この問題が起きたのは、まだ私たちが議員になる前の事項が今現在続いているわけなんですけど。今の流れからいきますとね、3月6日にプロポーザルの募集要項を公開してから、ずっと毎月いろんな流れでやってます。ちょっと聞くところによりますと、その補助金申請までの間、4カ月ぐらいあるんですけど、議会に対して報告等がなされてないというのが、そもそも問題が起きたように私はとれてるんですけど。それについて4カ月の間、いろんな作業があったと思いますけど、7月11日の全協で報告したっていう一つのあれがあるんですけど、それは口頭で言ったっていうね…。

委 員 長 いや、資料で出てますよ。

内 田 委 員 出てました。じゃあちょっと私が…。

委 員 長 金額は口頭ですね。

内 田 委 員 金額は口頭ね。金額は口頭だということですけど。その4カ月の間に町としてはそういう着々と進めていたとは思うんですけど。議会に対しての報告なり説明なりが何でできなかったのかというのがちょっとお聞きしたいんですけど。

町 長 先ほど話をさせてもらったように、行政側の正式な、やるというふうなことでなかったんで、報告はできなかった。私はそう思っています。本当この間葛藤があったんですけどね。やる、やらないって、大金ですから。ということがあって、やれなかったという表現があったと思うんですけどね。というのが1点です。

ただですね、ホームページって公開なんですよ。皆さん状況的にはうちはホームページ上で業者が決まったとかって打ち出してるわけなんです。恐らくそういった説明がなかったにしても、やっぱりホームページを見られてる議員さんたちもいたんじゃないかなろうかということもあるので、一概に報告なかった、報告なかった、これが課題だって言われてしまうのも、いささかどうかなという部分はあったり。

内 田 委 員 はい、わかりました。

委 員 長 よろしいですか。



井上委員 今の関連ですけれども。なかなか町のほうの更新のそういうホームページを見るというのもちょっと難しいかなというふうにも思いますけれども。今、3番議員のほうの質問に対してですね、あとその前の委員長からの質問に対しても、この町民文化センターE S C O事業に係る起債について、財政推計上の影響があるということを考慮しながら判断をしていたという説明をされたかと思うんですけれども。この間ですね、総合計画の策定から議会、定例議会、一般質問とかですね、全協等の中で、私としては財政推計における公債費比率というのを何回もですね、質問をしていたと思うんですよ。その中で何もこういった部分をですね、表明されていない。例えばここで1億5,000万の事業の中で、かなり起債額が増高するとですね、当然ふえる。起債制限比率、起債公債費比率というのは当然ふえるというのは自明だと思うんですけれども。そういった段階をもってですね、そういう財政推計に関する一般質問等を行ってる中でもですね、何もないということというのは、何か先ほどの町長の説明とですね、町の財政推計を考える上では、議会に対してですね、説明というのは必要ではなかったかなというふうに考えますが、それは必要ではなかったという解釈でよろしいかをお伺いをしたいと思います。

町長 今回の質問については、ほかの委員会するときにも同じようなことを井上議員から言われて、我々もその当時、8月の20日から始まった第3回の後に出させてもらうように努力を当然しておったですけど、それに対してはちょっと仕事量的にお時間をちょっといただかないとなかなか難しいということでお答えをさせていただいているのは議事録に残っているかと思います。今現状はその後にいろいろ状況状況、変わった状況の中で、今のE S C O事業を含めた内容の公債費比率の内容の資料というか、その準備も整いつつあるので、そこはきちんと説明をさせていただき、逆に数字的には改善されてる部分がある。今、井上議員が心配されてる公債費比率がふえるというような話をされましたけど、そういうことではなく、変わってる内容もありますからね、変わった内容を含めて改善されているということを担当から報告もらってますので、それはしかるべきときにお出しすることは可能だというふうに考えております。

井上委員 いや、そういう今後の話じゃなくて、なぜその時点でですね、この実際的に

はもう3月からこういった協議を選考委員会なり、この事業執行についての町の考え方というのをですね、議会のほうにそういった私が財政推計等を何回も聞いた中でもですね、あわせてそういう説明をなぜされなかったのかということですが、質問の趣旨としては。

町 長 先ほど来ちょっとお話しをさせていただいてるように、今回の選定の仕方、要はプロポーザル方式というものが、パートナーを決めていく。パートナーが決まれば、そこから最終的に金額をある程度のところまで絞り込んできた中で、最終契約ということで、これから詳細設計に入っていくということになって、最後の最後で金額が決まったところ、決まった金額に対して、借入れが幾ら、補助が幾らというふうな流れになるので、その時点ではそういったものを持ち合わせてなかったのが、この部分は約、借入れがこのぐらいやった分に対してはこういった事業で捻出してやっていきますという報告までしかさせてもらってないというようなことです。

井 上 委 員 員 でも補助金のほうの仮申請、本申請という話が先ほどありまして5月、または7月ということですね。その中では、やはり予算の計上というのが、その申請の中には当然義務づけられているわけですね、予算の確保というのがですね。

町 長 それは書類上で多分もう説明は終わってるかと思いますが。うちのほうから。

井 上 委 員 員 いや、その確保が、それが確保することが必要条件だということになっているにもかかわらず、議会に対してその説明がなかった理由をお願いをしたいと思いますが。

町 長 申請上ではですね、一応9月の議会の補正予算に提出予定ということで申請を出させていただいたことは、多分皆様方もチェックされてるというふうに思いますが、そういうふうな申請の仕方では今回はいいというふうな御指導をいただいで出させていただいております。議会に対する説明というのは、そういった格好を踏まえた中の中で、追加議案ということで8月の23日に正式に表に出たことでもあるかと思いますが。その手前の中で幾つか調整をさせてもらいながら、手順というか、それが正式な手順かあれでしょうけども、積み上

げてきたところが23日、そこから説明させてもらう時間が短かったということで、その後、延長にもなりましたがね。私は議会に対して最終的に説明をしきれてないというふうにはちょっと理解はしてないです。

井上委員　でも、その本申請をした時点では、もうこの事業を執行するという町長の意思はあったわけですね。

委員長　私とその質問したときね、8月上旬だと言った。井上委員ね、7月12日に申請したと。その時点ではもう町長の腹は決まっていたのではないかと質問したときに、町長はまだその時点でも迷っていた。8月上旬だという回答を先ほど私の質問に対していただいています。それでよろしいですね、町長の回答は8月上旬だそうです。

井上委員　最終的に決定したのはそうですけども、でもやはり議会に対してですね、そういう情報提供を、もう国庫補助金申請をされる段階であればですね、当然議会に対してもそういう情報提供をしてですね、やはりこの今回のですね、委員会のほうのあれだと思うんですけども。ぎりぎりのタイミングまでですね、議会に対しての情報提供がなかったという、そのところをちょっとね、出していかなければいけないかなというふうに思いますので、なぜ5月なり7月の、まあ判断が迷ってるから出せなかったという説明がありましたけれども、やはり補助金申請等の中でも義務づけられている予算化ということを踏まえてもですね、やはり議会に対して、そのまま、今、町長が答弁されたそのままをですね、言っていただければよかったのではないかなというふうに。今さらの話ですけども、考えますが。それは先ほど町長が言われたように、まだ最終決定ではないから議会には出せなかったということなのか、そこだけお伺いします。

町長　本当はないです。やるのか、やらないのか、その胸の内を議員の皆様方に話をすればよかったのということのお話は非常にありがたいと思います。非常に私の立場というのは経営者と一緒で孤独な立場で、責任と色々な判断をしなきゃいけない。ということから考えると、本当に優しいお言葉をいただけてうれしいなというふうに思います。今後はそういった自分の胸の内を聞いてくれる議員の皆さん方がいるんだろうなと思って今お話を聞いてました。だから今後という表現もおかしいですけども、本当にその当時は皆さん方に相談

することもなかなかできず、自分の中でもほかの業務との折衝をしながら、第6次総合計画が始まったばかりなのにといいながら、ある意味、何ていうんですかね、負い目じゃないですけど、何かそんなのを背負いながらやってきた立場からすると、申しわけなかったです。そういった相談をしきれなかったというのが底辺にあったということで、御理解いただければと思います。

井上委員 結構です。

委員長 では町長、ちょっと確認させてください。今の話は5月の仮申請、また7月12日の本申請、このときに井上議員は議会に相談すべきだったと。一方で町長は非常に悩んでいたと。その中で先ほど回答ありましたとおり、補助金がつくかどうかわからない、財源も確保できるかわからない。つばつけで仮申請出したんだと。その後今度起債の問題があると。そういったことで8月になってしまったと。7月の11日の全協ではそういったことで数字を出さなかったと。そういう説明でよろしいですね。

町長 つばつけという表現がいいかどうかですけど。

委員長 私どもは職員時代、つばつけと言っていましたので。要は、仮申請で方向づけを伺っていると。今度は方向づけよさそうだときたので、7月の12日に本申請を出したと。でも、その時点で説明できなかつたのは、補助金のほうも確定してないし、また起債のほうもはっきり見えてなかつたということですね。

町長 事業内容も含めてですね。

委員長 そうですね。その辺でまだ固める時間が必要だったので、議会にはお諮りできなかつた、こういう回答でよろしいわけですね。はい、ありがとうございます。

それでは暫時休憩とします。5分休憩とさせていただきます。再開は40分からです。よろしく申し上げます。 (10時35分)

委員長 それでは休憩を解いて再開いたします。 (10時40分)

1番の議題(1)町民文化センター事業に関する事項ということで、プロポーザル事業者選定と最優秀提案者決定。これについてあと、最後何かありましたら、質問のほうお受けしたいと思います。

唐澤委員 資料の1の(2)の最後なんですけど。

委員長 ゆっくり言ってください。この資料です。この資料のこの1番目、2番目だと思います。よろしいですね。じゃないの。

唐澤委員 いや、1番目の(2)の一番最後の再募集しない決定は誰がしたのかという問いに、以前教育課長が自分ですという答えをされたんですけれども。再募集しない決定について、教育課長と回答されましたが、その権限自体がそもそもあるのか。実際の流れを再度確認したいんですけれども。お願いいたします。

委員長 理事者、質問の趣旨わかりましたね。

町長 うまく答えられるかどうかわかりませんが。こういう報告を私はいただきました。私は聞いた瞬間に、違うでしょっていうことで。この件の権限は課長にあるわけじゃない。当然これだけかいものですし。ただ、そういった点で、課長の話がてんばってたのか、そういうふうに言ってしまったのがあるかもわかりませんが。今回のような…今回も含めて、最終的には教育長であったり、副町長さんの決裁の金額によってもありますけどもね。こういった案件については私のほうが最終的な決裁権者になっておりますということになります。その件に関しても、前回の委員会か何かで、課長のほうがちゃんと起案書を回してましたという、多分そんな話を回答されてたかと思うんですけども。同じ回答になりますけど、そういうことというふうに私は認識しております。以上です。

委員長 ただいまの件については、正式な会議で教育課長というふうな話だったんで、確認という意味です。今、町長が判断したとの回答。再募集しない決定は町長が判断したと。これは時期的にはプロポーザルで締め切りありましたよね。その日からどのくらいのときでしたか。できれば具体的な日にちがわかればありがたいんですけど。決定した日ですね。再募集しない決定をした日です。これだけちょっとお知らせください。

町長 記憶が間違ってたらあれなんですけど。タイミング的に要項についてお話しすると、プレゼンテーションの提出日が4月の15日に提出をしていただいて、プレゼンテーションするといったことの中から、起案はちょっとよくわかりません。1者しかなかったというのは報告をもらってます。先ほど副町長さんからのお話にありましたように、選定委員会の意見がそういう方向であるんであ

れば、当然ですけども比較をして採点をすることじゃないので、1者でもいいんじゃないかというふうな判断をしたという記憶はあります。タイミング的には恐らく報告をもらった時期ぐらいには判定が出たんじゃないかと思っております。

委員長 ちょっとお待ちくださいね。(私語あり) 31年3月22日、審査委員会報告。これが町長までの決裁になってます。これが1者で決定ということですか。

平野委員 1者しかなかったよという報告なんじゃないですか。

委員長 そういう報告だよ。このときに町長まで甲決裁ですから。この日によろしいですかね。

町長 その内容は3月の22日とかっていうのは、参加表明書の日じゃないですか。最終報告は。

平野委員 もっと遅い。そうか、委員会の前後だもんね。

委員長 事務局でちょっと見ていただけますか。ここにはなかった。3月22日の起案だ。審査報告、企画審査報告。

平野委員 そこ見ればわかるんじゃない、委員会がいつからいつまでか書いてない。

委員長 見出しだから。

内田委員 4月の25、26だな。

平野委員 この後ここに何者来たとかはわからない。同じやり方でやってるけど、ここはじゃあ何者申請も…わからない。

委員長 決定したのはだって4月でしょ。

内田委員 5月7日じゃないの。

平野委員 7日に最終で決定してるから、もっと前だよ。

議会事務局長 教育委員会が資格審査をしてるのはそれですね。

内田委員 25、26でやってるんでしょう。

平野委員 そうですよ。

南雲委員 審査実施が26日にやってますね。

井上委員 プロポーザルの選考委員会を開催してよろしいかという起案の日付じゃないの。

議会事務局長 その前に資格審査を選考委員会にかける前にやってますので、それが今、委

員長が言われた…（私語あり）

委員長 長 では今、町長と確認した結果、ここにある3月22日は審査報告1者だけだよと。それでここに提案審査参加要請書を送付してよろしいかという決裁があります。それで来て決まりだということで、参加要請書が受領したとき。そういう解釈で町長は回答されたんですけども。

町長 その書類は間違っていないんですけども、あくまでも私の中では最大1者に、その時点で最大1者なんだろうなっていうのが認識できます。ただ、最終的にその1者がイコール提案をするかどうかというのは、まだ話は、白紙なんですね、あの時点で。ですから1者来ましたよって、これから選考委員会にかかりますよっていうと、その間で、ああ1者しか来なかったんだねって多分判断を。

委員長 長 はい、わかりました。それではこれ、後日で結構ですから、その決定した日、町長はもう決定されたってことは、もう回答明確にあったんですけど、いつされたかってことで、それは後日お知らせください。今のこれ以降の日ということで、4月の最優秀業者の決定までの間だと思うんですけども。その日はちょっと後で、ペンディングさせていただきますので、事務局のほうにお知らせください。起案があればその日付ですか、なければメモでいいのかな。こういうことで何日に決定したってことで、文書があれば文書、なければメモで決定した月日ですね。一応今の質問に対しては、このようなことでよろしいでしょうか。（「いいんじゃないですか」の声あり）はい。

あと最後に一番上の2つは確認しなくてよろしいですか。

唐澤委員 確認します。

委員長 お願いします。

唐澤委員 プロポーザル方式での実施の提案者は誰かという問いに、以前町長と答えられました。そちらはお間違いございませんか。

町長 間違いありません。

唐澤委員 もう一つ。プロポーザル方式の指示があったのはいつかという問いに対して、平成30年12月下旬、年明けから作業に入ったということも間違いはないでしょうか。

町長 その時期ぐらいですかね、はい。

唐 澤 委 員 以上です。

委 員 長 プロポーザルの事業者選定について、ほかに質疑ある方。

古 谷 委 員 今、町長のほうからプロポーザル方式の実施提案者とはいうことでありましたけども。私、ちょっといろいろインターネットや何か見ていたんですが、町営住宅だとか小学校なんかプロポーザル方式、箱物からつくるものについてはいいかなというふうには思いますし、今回の場合改修ですので、プロポーザルが適当だったのか、また一般競争入札がよかったのかというのはちょっと考えてるところです。この辺、町長さんが決められたんで、その辺の見解をちょっとお願いして聞きたいと思います。

町 長 先ほど申した話、ちょっとかぶりますけども。補助金をいただくあたりでバックして考えると、非常に日程的な動きを、12月ごろ動き始めたというのも、ちょっと遅かったぐらいなことであるんです。それは議事録読ませてもらうと、もっと早くから動けばよかったんじゃないかという話もありますけど。うちの財政だとかお金だとか、その事務をやる人員だとかを考えると、この3年間なかなか動けなかったんです。ですので、結果的にもう来年で切れるっていうことがあったので、もうそろそろ動かんといかんじゃないのっていったところだったんですけども、タイミング的にも新年度の予算も編成中でなかなか踏み込めなかったということがありましたので、結果的には時間がないから、じゃあいつでもやめてもいいっていうふうな情報もいただいてたから、じゃあこの方式で、プロポーザルでセットで頼んで、補助金のまず獲得をしてから細かくやっていこうというふうなやり方を私は最終的に判断した。

委 員 長 はい、よろしいですか、はい。ほかには御質問ありますか。

(「なし」の声あり)

では、よろしいですね。議長さん、どうでしょうか。オブザーバーとして。

議 長 今話聞いてましてね、今後新松田北口の整備計画が始まりますし、プロポーザル方式の事業がですね、ふえることはすごく予想されるんですね。それで私なりにプロポーザルというのを調べましたらですね、業務の委託先や建築物の設計設備を選定する際に、複数のものに目的物に対する企画を提案してもらい、その中からすぐれた提案を行った者を選択するというふうな定義があるみたい



です。今後はですね、募集を幅広くかけていただいて、競争原理が働くようなプロポーザル方式を採用していただければと思うのと、もう一つはその事業を行うについて、不確実であってもそういうふうなことを考えられてることがあるようでしたら、早めに運営協議会とかですね、議会…全員協議会のほうを通してですね、議員のほうに説明っていうか、話をしていただければ理解もなお進むのかなというふうに思いますので、協議して一緒にやっていければというふうに思います、以上です。

委員長 はい、どうもありがとうございました。では、委員の皆さんはこれでほかには質問ないということでよろしいですね。はい。

それではお諮りします。ただいま11時近くとなっております。1番の議題、プロポーザル事業者選定、最優秀提案者決定については質疑を打ち切ります。よろしいですね。

(「結構です」の声あり)

次に議題2に行く前に皆さんにお諮りいたします。11時近くになっております。本日は11時半までというお約束で皆様に御参集いただいてまして、この後、山北町で議員の研修会があるということですので。当初12月の定例会で報告まで持っていきたいという話だったんですけども、今の進捗からいきますと、まだ2番、3番までやると、もう少し時間が必要なのかなということで、この次の議題の②です。二酸化炭素排出抑制対策事業補助金。これと(2)承認4号の専決処分と工事請負設計委託ということで、タイトルで言いますと4分の1今終わったところです。残りの3点については、12月定例会の会期中に委員会を開かさせていただいて、本日の続きということで、町長、副町長に御回答いただくということを提案させていただきます。

基本的な考えについては、今回このA3にまとめた内容ということを中心に行うと。それが12月会期中に委員会を開催するというお話が1つです。今度それをもとにとりまとめて、報告に行くのか、再度理事者にお伺いするのか。理事者からのヒアリングが終わらないと何とも言えません。議会開催中ですと、この続きの委員会は開催ができて、次の資料を整理して作り直して、その会期の終盤に開くというのは、人手的にできないと思います。

そのようなことで、当初12月議会で報告をさせていただきたいということで、私申し上げたんですけれども。こういった事情から、状況から鑑みまして、延長させていただいて、年明けも引き続き、中間報告書のとりまとめ、またこの今回2回にかけて、理事者から聞き取ったものの再点検、それに基づく報告書の作成、そういった作業を行うということは、もうこの12月では無理ではないかということで延ばさせていただくということです。いつまでということは今回申し上げません。申し上げられることができません。進行の流れの中で最終の委員会までの日程を皆様にお諮りしながら進めたいと、このように取り計らってよろしいでしょうか。

（「結構です」の声あり）

では、よろしいですね。

では町長、副町長、まことにすいませんけれども、12月の会期中にこの続きを開催させていただくということをお願いしたいと思います。内容については今このペーパーで順にやったと思うんですけど、これを中心に、また若干枝葉でちょっと横にそれるかもしれませんが、基本的にはそういったことを論点にお話をお伺いするということをお願いしたいと思います。先ほど町長にお願いしましたとおり、再募集しないことを決定したのは町長なんですが、その時期がいつかという御連絡は事務局をお願いしたいと思います。

では、理事者の方についてはこれで退席していただいて結構です。御苦労さまです。皆様については今後の日程、これについてももう少し詳しく調整させていただきます。

（町長、副町長 退席）

はい、どうも御苦労さまです。

それでは議題3に移らせていただきます。今後の日程についてということで、先ほど12月定例会でこの続きをとということで、会期中にというお話ししたんですけれども。議運の委員長、試案としてどうでしょうかね、今回の12月定例会、3日から開催なんですけれども。どのようにお考えでしょうか。

井 上 委 員 委員会活動に必要な日程というのは、かなりありますので、今回と同じようにですね、半日程度、1回開催ということで、まだ上程される議案自体が固ま

ってないので、それ次第のところもありますけれども、基本的には半日程度ということで考えていただければ、特にそこで報告書とか中間報告までやらないという前提であれば。

委員長 どうでしょうかね、今、次回の委員会、残りの議題が3つの項目ですけれども。先ほど平野委員からもお話ありましたように、一番最後のその他の内容について、これについては議会報告が遅くなった理由、これはもう大体いただいたような感じしますので、その上までの間、4ページの(3)ですよね。そうすると実質2枚、このペーパーで2枚少々です。これについて平野委員、質問する立場からしてどうですかね。

平野委員 私は先ほど言ったとおり、報告が遅かったというところは、説明今、町長の説明を聞いていて、納得が、それじゃいけないよということで、最後議長が言ってくくださったのと同じで、町長のほうの事情は納得し、あとやはりそれであっても、その最終決定にならなくても、どこかの時点で議会に情報提供をとというのはやっぱり、それは最後要望みたいにしてまとめをするときにに入れていただければ、私はそれでいいと思ってます。事情はわかったなという感じでした。

あとは、前は書類に当たってちゃんとやれたのは事件の(1)だけじゃないですか。事件の(2)のところは、まだ書類当たってないんじゃないかなという気がするんですが。当たりましたっけ。

委員長 前回12日に、ここで並べて見させていただいています。

平野委員 前回私たち2班が担当したのは、(1)の2なの。(2)の承認4号専決処分に関する事項は、これ書類やったんでしたっけ。

委員長 これについてはやっておりません。

平野委員 ですよね。

委員長 前回、皆様にお諮りしました。我々は1班、2班に分けて(1)の議題を①、②をやったと。当日欠席した井上委員に、欠席裁判ということで(2)の承認第4号専決処分、これについては図書全部来てるんで、井上委員のほうでこの①、②はまとめていただくということで、前回確認して、本人からも承諾をいただいております。ですから、これについては井上委員のほうでやっていただく。

平野委員　じゃあ、事件2は井上委員に質問すべきことをまとめていただいて、そうすると12月中の定例会中で半日でそれでも、それもあわせて半日で。

委員長　御本人は2のほうは自分でやるのを前提に半日でどうかって今提案した。そういうふうに理解しております。

平野委員　はい、わかりました。

委員長　ではよろしいですか、半日ということで。

井上委員　第2班のほうはどの程度この中で質問項目があるかという、その段階で言ってるので。

平野委員　あ、そうなんですか。2班のほうは、だから2ページ目の最後なんですよ。グレーになってるとこの一番下です。結局2班は、金額がだんだん安くなっているところは、ちゃんと書類が追えたと確認ができて、これはちゃんと町の担当者も努力をしているんだということもわかり。ただし、その金額減に関して、要するにそれでも相手方の提案の枠内の金額が尊重されているというのがわかっただけで。それで金額が安くなったのは、町側が急がないものを省いたって言うそこだけで、だから最終的に決まった金額が果たして客観的かどうかをチェックできるような書類は出てこなかったよということを確認したんですよ。だから、そこだけ聞きたいねって話をした。ただ、それで私は意見として、これをどう客観的に判断するのかは、どうなんでしょうかねっていうのは私は最後つけ加えた…自分の意見になっちゃったけど。要するに先ほどから言ってるプロポーザルのやり方だと、詳細設計というのが出てきてないから、ほかの事業者に見積もり、相見積もり取るっていうところがなかなかできないし。一つ一つの部品の市価を全部調べて、それを比較していくっていう作業をじゃあ職員がやるんですか、あるいは議会がそれをチェックするんですかっていうのを、それはどうしたもんなんですかねっていうのを私は最後にちょっと意見プラス疑問として言ってつけ加えたんですが。それはここには書いてないんですけど。こういうところはちょっとこの中で、これは理事者に聞くことじゃないと思うので。この中での議員間討議になるかなと思うんですけど。

委員長　いいですか、本会議で仮契約のときに私が質問させていただいたのが、設計委託料のことです。それで今まで積み上げてきた金額が、業者主導で行われて

いた。正規の設計業者がやってないんですよ。1億5,000万もの仕事を出すんだから、仮契約の前に初めに設計委託をして、それで業者に見積徴収をするべきだと考えます。

平野委員 だから先ほどからプロポーザルの方式で言われてるので、休み時間に言われたとおり、プロポーザルというところでは、最初に設計コンペじゃないから、それはやらないんですよ。詳細設計同士の競争というのはないわけだから、要するに設計とか金額で選ぶんでなくて、人で…人というか何というか、業者を選べるわけです。この人とやろうよと、この人たちとやろうよということを、先ほど副町長が何度も言ったように、その事業者の事業の可能性であるとか、ほかの事業をやっているところを見たりとか、あと会社の経営内容であるとか、そういうところをもってして、あ、最終的にこの人たちとやろうねということ判断するのがプロポーザルで、審査委員会で私が最後確認したのは、たとえ審査委員会で最終提案者にその人たちを選んでも、協議をその後してる段階で破談になることはあるんでしょって言ったら、それはそうですということだったから、だからそのプロポーザルっていうのは最終的な細かい設計書はその段階では出ない方式なんですよ、結局。

井上委員 それは平野議員のね、意見であって。

平野委員 だから…そうそうそう、意見です。

井上委員 それを、じゃあ先ほどちょっとどういうね、形態がプロポーザル本来の形なのか、選考なのかということもですね、ちょっと関係者に来てもらってもね、いいんじゃないかなと思うんですけども、説明をですね。

平野委員 そうですね。それはこの間もそれ、言ってたんです、はい。

井上委員 それはあくまでも個人的な意見の範囲内でね。私は基本的には概算設計というのがありきだというふうに考えてますので、その辺もちょっと。今ね、その意見で皆さんをね、納得させるような話し方なんですけども。そうじゃなくてね、皆さんがそれぞれ判断をして、じゃあこういう形でプロポーザルなのかというところを判断して、今回の特別委員会というのを進めていかなければいけないと思いますので。そういったところをですね、町の担当者でも結構ですし、それに関する例えばインターネットとか国とかの資料があればですね、そうい

ったものを次回提示していただくことで、どういうふうな形が本来のプロポーザルの事業、プロポーザルの事業者選考なのかというところをちょっと示していただいたほうがいいかなというふうに考えますけれども。

平野委員 この間お休みされたとき、それも私も言ったんです。やっぱりプロポーザルっていうのはこれから、実際に本山町長になってからふえてる方式だし、これからはやっぱり来るだろうと。そうすると、ちゃんとそのプロポーザルっていうのがどういう方式なのかを、もう一度改めて知ったほうがいいよねっていうのも私も最後に言って。結局じゃあ要するに国としては仕事を早く進んでいくような方式として編み出したのがプロポーザルだと思うんです。けども、じゃあどこで議会のチェックが働くのというのも、やっぱりそこは確認しなきゃいけないんじゃないですかねというのをこの間ちょっと話をしてたんです。それはだから井上さんのおっしゃることはわかります。

井上委員 それに関するね、資料なり町の担当者の説明なりというのをですね、ちょっと次回で、簡単な資料、説明で皆さんが理解できるようであればね、そういったもので委員長の方の取り計らいで行っていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

委員長 すいません、整理させていただくと、次回この続きは町長、副町長にこの質問の続きを行います。それとは別に、プロポーザルとは何ぞやという議題で、皆さんの勉強会をすると、そういうことですかね。

井上委員 委員会の進める上での前提として、プロポーザル方式での事業というものはどういうものかというのをですね、やはり皆さんがそれぞれで判断しないといけないんですけれども、今その時点の判断というのが明確でないように感じますので、それに対する勉強会というかね、その委員会の中で説明と、または資料提示で。

委員長 ですからそれをね、次回私が皆さんにお話ししたのは、町長、副町長に出させていただいて、この続きをやると。それをやる前に勉強会やるのか、町長と副町長の説明が終わった後にやるのか。その前にやって町長、副町長にその辺も質問して答えていただくのか。いろんな手法が考えられると思うので、その辺について詳しく調整させていただきます。どうぞ。

平野委員 やっぱり前もってそのことをちょっと知らないで、同じような質問をしてしまう可能性があるんで、やっぱりちゃんとプロポーザルに対する知識を、みんなで共通理解としてちょっと持ったほうがいいんじゃないかなと思うんですけど。

委員長 では提案します。日にちもやはりないことなんで、先ほど委員会半日という話だったんですけど、午前、プロポーザルの勉強会、午後、特別委員会で町長、副町長に出席いただくと。ただ午前については丸々4時間は必要ないと思いますのでね、何かの抱き合わせで、全協とかの抱き合わせの中で、1時間半ぐらいはとっていただいて、そのような勉強会を先にやってから、その日の午後、またはその翌日の午後とかそういう中で、会期中にプロポーザルの勉強会を行って、そのあとに町長、副町長に残りの質問を行うと、このようなことでよろしいでしょうか。

井上委員 特に日程的にはですね、その辺は議会運営委員会という委員会の場がありますので、そこでのですね、取り決めにさせていただくということで。

委員長 ですから今この委員会の総意を確認させていただいて、あとは議運の委員長さんお願いしますよということでもよろしいでしょうか。はい。では、そういったことで、あとは議運に委ねるということにさせていただきます。

では、3の日程について。あともう1点、さっき休憩のときに出ていたのが、住民の方への説明、これについてどうするのかというのが1つ、ここで調整する必要があるのかなと思います。7番、広報委員長、御意見をお願いします。

南雲委員 中間報告って今、6番 井上委員が言われたように、ある程度もう骨子がまとまって報告できるような状態じゃないと中間報告とは言えないということで。出すとしたらどういう形にしたらいいかというの、皆さんの御意見をお伺いしたいと思います。

委員長 お諮りします。広報。これでいくと定期の広報は2月1日ですよ。それにまず今までのこの12月までの特別委員会の内容を出すか出さないか。まずそれが入り口論だと思います。これについては御意見お伺いしたいと思います。

平野委員 これ、2月1日は、締め切りはいつぐらいになりますか。

委員長 局長、どうですか。原稿の締め切りです。1月上旬だな。

平野委員 上旬…。

議会事務局長 そうですね…。

委員長 だって出すのは2月1日でしょ、時間ない。

議会事務局長 12月中には粗々の原稿…。厳しいですね。

委員長 粗原稿だな。12月の広報委員会で粗原稿を固めて、しっかりした原稿は仕事始めのころに業者に渡すと、そういう日程になります。

内田委員 まだ決まってねえべ。

議会事務局長 日は決まってないですけど。

平野委員 もし中間報告みたいにするなら、年末のうちに…。

委員長 すいません、私の立場で委員長としては中間報告をまとめられません。ですから掲載するとすれば、今まで、12月までこういう形で審議をしてきてますよと。その程度だと思います。中間報告の作成は無理です。

平野委員 それでもやっぱり続いているということは、どこかに言及があったほうがいいかなと思います。というのは、もう終わったんでしょと言われる町民もいるんで。

委員長 という意見ですけど。どうでしょうか。

寺嶋委員 私も11月1日号に一応あらましといたしますか、1回目の協議事項が出てますので。だからそれ以降の経過報告みたいになると思うんですけども。そういうのをね、2月1日号に間に合うように、何らかの形でね、載せたほうがよろしいんじゃないかと思います。

委員長 議会広報の記事の一番おしまいが11月1日号で、自治法98条及び100条に基づく特別委員会を設置し、調査することになったでおしまいなんですよ。ですから1回からこの次の12月の定例会の時の委員会まで行う、その内容について時系列でこうやったということを報告する程度。このようなことで次回発行に2月1日号に掲載するということがよろしいでしょうか。いいですね、はい。ではあとは広報委員長、よろしくお願いいたします。

では、その他に移ります。その他、何かありますか。

井上委員 全協は14日か16日だよな。

議会事務局長 きょう議長から連絡もらって、きょう町長のほうに確認してまいりまして、



1月16日。

委員長

1月16日。時間は。

議会事務局長

9時。

齋藤委員

16日…社協の理事会があるんだけど。

委員長

そうだよ、この間調整したときに、15日はだめで、14、16ってことだっていうふうな。困りますよね。あと、この日に午後終わり次第、特別委員会ということはどうですかね。1月16日。午後にかぶりますけど。終了後。多分1時からだね、特別委員会。このころになると、もうとりまとめの方向に行くような感じだと思いますけどね。

ではその他、繰り返します。1月16日、9時から全協。終了後、特別委員会ということで、予定は1時からということをお願いいたします。

それでは長い時間ありがとうございました。

議会事務局長

さっきの勉強会を入れてもらうという、担当者というか、指示というのはどこに。

平野委員

結構、何かいろんなところでマニュアルは出てくるんですよ。プロポーザル方式について。やっぱりそれぞれ議員が家でできることとしては、その辺は各自検索なりしてちょっと勉強していただく。あとさらにやっぱり、一番詳しい担当者に説明をいただきたいかなという。

議会事務局長

その職員がいるかどうか、ちょっとわからないですけどね。

委員長

それとも、県職員とか公社の職員に、気持ち謝礼払って。

平野委員

そのほうがね。

委員長

県職は無料で来てくれると思うけど。

平野委員

私は公平かなと思ひまして。町の職員。

委員長

思い当たるの誰かいらないかな。(私語あり)

井上委員

でもインターネット等の資料でも、結構わかりやすく書いてあるのもありますので、その辺をまた事務局のほうで精査してもらえれば。

委員長

精査する時間ないよな、ここまできると、かわいそうだよ。体が3つも4つもあればいいけど。時間がないです。

議会事務局長

また委員長と相談させていただいて。(私語あり)

委員 長　　ではまた、それについてはそういったことで正副委員長と事務局に一任でお願いしたいと思います。それでは閉めてよろしいでしょうか。では長い時間、ありがとうございました。これをもちまして第5回委員会を終了とさせていただきます。御苦労さまでした。

(11時30分)